

法人県民税特例制度及び奈良県森林環境税について

県税の申告納付につきまして、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

奈良県では、法人県民税につきまして、法人税割及び均等割に超過課税を行っております。これらの制度は、5年ごとに見直す規定となっており、令和8年2月県議会におきまして、当該制度の継続延長に関する条例が可決されました。奈良県内に事務所・事業所等を有する法人の皆様方には引き続きご負担をお願いすることになりますが、今後とも奈良県の社会福祉整備、森林環境整備にご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 法人県民税特例制度について

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、昭和51年度から法人県民税法人税割の超過課税を実施しております。この収入は基金に積み立てさせていただき、これまでに社会福祉施設等の整備のための貴重な財源として活用し、計画的に整備を図ってまいりました。

本格的な少子高齢社会となった今日において、今後とも生きがいと誇りの持てる長寿社会の実現及び未来を担う子ども達の健全育成や子育て支援等を推進する政策を進めて参りたいと考えております。

○当制度による税収の使途(令和3年度～令和7年度)

- ・障害者福祉施設の整備
- ・老人福祉施設の整備
- ・児童福祉施設の整備
- ・奈良県総合・西和医療センター整備
- ・県立医科大学付属病院の整備

○法人税割の税率

法人等の区分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人 又は課税標準となる法人税額、個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 (特例制度対象法人)	法人税額の1.8%(0.8%が超過税率)
上記以外の中小法人等	法人税額の1.0%

(注) 年1千万円とあるのは、1千万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月にみたない端数を生じたときは1月とする。

○課税対象期間

令和13年3月31日までの間に終了する事業年度までの申告

2. 奈良県森林環境税について

奈良県森林環境税は、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源に充てるため平成 18 年度から県民税の均等割に上乗せする方法により実施しております。

これまで、施業放置林の整備、里山整備の推進、森林環境教育の推進等を実施してまいりました。令和3年度からは、奈良県が進める「新たな森林環境管理制度」に基づく施策として、新たに、混交林誘導整備、フォレスターアカデミーにおける人材養成を実施しております。

今後とも、引き続き県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能を向上させるための政策を進めて参りたいと考えております。

○当制度による税収の使途(令和3年度～令和7年度)

- ・森林の防災力を強化する混交林整備
- ・奈良県フォレスターアカデミーの運営による、森林環境の維持向上に関する専門的知識と技術を有する人材の養成
- ・市町村域を越える広域で実施する森林環境教育や森林生態系の保全

○均等割の税率

法人等の区分	(森林環境税を含む税率)
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円 を超え 50億円以下である法人	年額 567,000円
資本金等の額が 1億円 を超え 10億円以下である法人	年額 136,500円
資本金等の額が 1千万円を超え 1億円以下である法人	年額 52,500円
上記以外の法人	年額 21,000円

※資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

なお、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額(上記の額から無償増減資等の額を加減算した額)」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い方の額になります。

○課税対象期間

令和13年3月31日までの間に開始する事業年度までの申告

○県税事務所等一覧

名 称	住 所	所管(法人の本店所在地による)
奈良県税事務所 課税第二課 法人税係	奈良市法蓮町757 (0742-20-4535)	・奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、山辺郡、生駒郡の法人 ・奈良県外に本店を有する法人
中南和県税事務所 課税第二課 法人税係	橿原市常盤町605-5 (0744-48-3003)	・上記を除く県下全域
総務部税務課 課税係	奈良市登大路町30 (0742-27-8853)	